

「輸血拒否」という教理と聖書が本当に述べていることの比較論考 パート2

パート1では「血」に関する規定のうち主に、ノアに語られた言葉と、洪水後に「肉を食べる」ことになった理由についてお話をしました。この記事では「血液」そのものと、レビ記などに見られる律法中の「血」の用いられ方や規定について記したいと思います。

「血液」は神聖さではなく「汚れ」の象徴

物理的な「血液」そのものは、「神聖さ」どころかむしろ、「汚れ、神の不興、恐れ、災厄」などを表す際に用いられています。

最初に取り上げる例はモーセの時代の「10の災い」です

「…今わたしは、わたしの手にあるこの杖でナイル川の水の上を打つ。それは必ず血に変わるであろう。そして、ナイル川にいる魚は死に、ナイル川はまさに悪臭を放ち、エジプト人はナイル川からの水を飲む気を全く起こさなくなるであろう』」。 (出エジプト記 7:17 - 18)

10の災いを列挙しますと、

水を血に変える (7:14-25)

蛙を放つ (8:1-15)

ぶよを放つ (8:16-19)

虻 (あぶ) を放つ (8:20-32)

疫病を流行らせる (9:1-7)

腫れ物を生じさせる (9:8-12)

雹を降らせる (9:13-35)

イナゴを放つ (10:1-20)

暗闇でエジプトを覆う (10:21-29)

長子を皆殺しする (11章、12:29-33)

このように、「血」は神が裁きを下す際に用いられるアイテムの1つに含められています。

決して血液そのものが「神聖なもの」ということはないという証拠です。

さらに挙げるなら、

「…太陽は毛の粗布のように黒くなり、月は全体が血のようになった。」 (啓示 6:12)

これらの例から分かるように「血」は神からの「呪いや災い」と関連づけられています。

「輸血拒否」という教理と聖書が本当に述べていることの比較論考 パート2

もし「血を食べて」しまったらどうなりますか

今日「律法」を守るべき必要のある人は誰もいませんが、しかし律法中のその部分を考慮すると、そもそも、「血を食べてはならない」という表現の本当の意味、(神の意図されたこと)がどのような趣旨のものであったかが明確になります。

「…だれでもイスラエルの家の者あるいはあなた方の中に外国人として住んでいる外人居留者で、いかなるものであれ血を食べる者がいれば、わたしは必ず自分の顔を、血を食べているその魂に敵して向け、その者を民の中からまさに断つであろう。」

…あなた方のうちのいずれの魂も血を食べてはならない。あなた方の中に外国人として住んでいる外人居留者も血を食べてはいけない」。

「だれでもイスラエルの子らに属する者あるいはあなた方の中に外国人として住んでいる外人居留者で、食べてよい野獣または鳥を狩猟で捕らえた者がいれば、その者はその血を注ぎ出して塵で覆わねばならない」(レビ記 17:10,12,13)

この掟が適用される対象に例外はありませんでした。

では、これは、ものみの塔の言うように、「血液を体内に取り入れてはならない」という意味で語られているのでしょうか？

続く15節を見ますと、次のように書かれています。

「すでに死体となっていたものあるいは野獣に引き裂かれたものを食べる魂がいれば、その地で生まれた者であれ外人居留者であれ、その者は自分の衣を洗い、水を浴びなければならない。その者は夕方までは汚れた者とされる。そののち清くなるのである。」(レビ記 17:15)

この「夕方まで汚れた者となる」という表現は律法中に良くでてくるフレーズで、例えば、食用として許されたものか否かに限らず、鳥や獣の死体に触れた者、らい病患者の隔離されている家に入った者、体からの漏出のある者やそれに触れた者など、が「夕方まで汚れる」という規定になっています。

これらはもっぱら衛生上の配慮からの規定であり、血を含むものを食べた時の規定もこの範ちゅうで扱われていることが分かります。

さて、12節と15節の違いは何でしょうか？

すでに死体となっていたもの。獣に引き裂かれたもの。前述の流れから言って明らかにそれは「血が抜かれていないもの」という意味であることは誰でも分かります。

つまり、この場合実際に血のままに食べてしまっても、「民の中からまさに断」たれるのではなく、「水浴びをなささい」と言うおきてです。

この違いはどこにあるのでしょうか。

問題の本質は、「血を体内に取り入れたかどうか」ではない。と言うことがはっきり分かります。

これはつまり、すでに死んでいた、野獣に引き裂かれた、と言うことですから、その動物の命を絶った当事者（死に責任のある者）が不明であると言うことです。

自分で狩猟を行ったり自分で動物の命を絶った場合、その者にはその血を大地に注ぐと言う責任がありました。しかしこの状況では、その動物の「生命」に対する神への責任は自分にはないので、それを食べても、「死体に触れた」という規定に基づく追求以外はなされていないということが分かります。

つまり、「血を食べてはならない」のは「自分で命を絶った場合、その者はその動物の血を食べてはならない」という限定的な場合にだけ適用されるものだという事が分かります。

言い換えれば、たとえ「血を体内に取り入れたとしても、その対象が「死んでいない」なら、やはりこの掟には抵触しないと言うことが分かります。

もう一つ、やはり実際に「血のままに食べて」しまった実例から見てみましょう。

「その日、彼らはミクリマシュからアヤロンに至るまでフィリスティア人を討ち倒していった。それで民は非常に疲れた。そこで民は貪欲にも分捕り物に飛び掛かって、羊や牛や子牛を取り、それを地の上にほふりはじめ、民は血のままで食べだした。」(サムエル第一 14:31,32)

こちらの方はもっとストレートにはっきりと「血のままで食べ」たと記しています。では彼らはどうなりましたか。「民の中からまさに断」たれたのでしょうか。結果は「死刑」でしたか？

「ご覧なさい。民は血のままで食べて、エホバに対して罪をおかしています」。そこで彼は言った、「あなた方は不実なことをした。…「民の中に散って行って、あなた方は言いなさい、『あなた方は各々、自分の牛を、また各々、自分の羊をわたしのそばに連れて来て、ここでほふって食べなさい。あなた方は血のままで食べてエホバに対して罪をおかしてはならない』」。そこで民は皆、その夜、各々自分の手にある牛をそばに連れて来て、そこでほふった」(サムエル第一 14:33,34)

で？ 結局、血を食べた人たちはどうなりましたか？

これで、一件落着です。つまり、「あなた方は不実なことをした」「血のままで食べてエホバ

に対して罪をおかしてはならない」とサウルに叱られただけした。

「説諭」を受けただけで解放され、「お咎めなし」の裁きでした。

このように、律法の条文と、実際の出来事を取られた方法の違いを聖書は記しています。

さて、「血を食べてはならない」という規定を先に取り上げましたが、それは、イスラエル人と非イスラエル人の別なく適用されましたが、「すでに死んでいる」ものを食べる事に関しては、イスラエル人と外国人とは扱いが違ってきます。

「あなた方は、何にせよ死んでいるものを食べてはならない。あなたの門の内にいる外人居留者にそれを与えてもよい。その者がそれを食べるのである。あるいは、それは異国の者に売られるかもしれない。あなたは、あなたの神エホバにとって聖なる民なのである。(申命 14:21)

イスラエル人の場合、「死んでいるもの」を食べる事は決して勧められていません。もし食べてしまったら「夕方まで汚れる」事になりました。

しかし、非イスラエル人には、売ることもでき、当然イスラエルに住む外国人はそれを食べても何も問題ありませんでした。

この違いの理由は何でしょうか？

「あなたは、あなたの神エホバにとって聖なる民なのである」というのがその理由です。

ここでも、「血」が神聖なのではなく「イスラエル人」が神に聖別された（取り分けられた）民であるから」ということです。

しかし、律法はすでに廃され、特にイスラエル人だけが「聖別」されることはありません。「血を流す」つまり流血行為、殺人などは、当然、聖書的にも罪ですが、「血液」そのものつまり「血を食べる」事に関して言えば、今日、聖書的には、これといって何も関わりはありません。文字通り血を飲む（気持ちワルッ！）事も輸血も、単なる個人の選択の問題です。

しかし、不用意に血液に触れるなら「肝炎」などの原因にもなり得ますし、やはり聖書中の「死体に触れる」、意図的に「血を食べる」という行為は、「夕方まで汚れる」とした、衛生上を配慮した言葉には現代においても注意を払うのは良い事だと思います。

ところで、この事を、ものみの塔に当てはめて考えてみますと、彼らの教理ではいわゆる「大群衆」は霊的な「外人居留者、異国の改宗者」であるということになっていますので、もし、輸血によって「血を取り入れてはならない」というおきてが適用されとすれば、それが当てはまるのは、「統治体」などの「霊的イスラエル人」だけですので、「大群衆」が輸血を受けるのは、ものみの塔の本来の教理から言っても、「何も関係ない」となるはずなのですが。

それで、ともかく物理的な血液そのものは「神聖」どころか、正反対で聖書の中では「汚れ」「穢れ」として扱われていることを聖書から確認しました。

「生命」は意図的にせよ、あるいは結果的にせよ、人間の権利や人間の選択の範疇にはないというのが「血」に関する禁令の意図するところです。

「血液」が神聖なのではなく、「生命」を維持する象徴が「血」であり、「生命」こそが「神聖」なのであり、血を地面に注ぐとは、命を神に返すことであり、「血のままに食べてはならない」とは、命を食べてはならないと言うことであり、創造者なる神が示された「血」に関する規定や、記述は全て、「生命の尊厳や存続の絶対性、不可侵性」を教えるものであり、「死」を永遠になくし永遠の命を得させるといふ本来の目的を可能ならしめるためのキリストの贖いの法的根拠を理解させるためのものであり、人が生き続ける事こそが神の至上の願いである事を示すものであるということが分かります。

パート1の記事の冒頭で、「血を食べてはならない」という聖書中の記述は、決して「血液の成分を取り入れてはならない」などという幼稚な命令などではない。と申し述べた理由はそこにあります。

ですから、ものみの塔が、エホバの証人に植え付けた、たとえ死んでも、この決断によって自分や子どもを殺すことになったとしても、絶対に血を食べない（輸血を拒む）」という概念は明らかに本末転倒※であり本来の神のご意志と矛盾するものです。

「血を取り入れるくらいなら死んだ方がいい」と言うのは「健康になれるなら死んでもいい」というセリフ以上に滑稽な笑い話ではないでしょうか。

いやむしろ、史上最大の身の凍るようなフラックユーモアであることに気付くべきでしょう。

※本末転倒とは：本＝(本来の目的、行為) 末＝(結果、顛末) それが逆転する